

らい」などがあって、組合に相談してこないケース、組合があっても労使一体化で頼りにならないため、いわゆる「泣き寝入り」する層はかなりいる、と想定される。そうであれば、現在の企業行動・「働かせ方」と、働く労働者の現実の「働き方」には少なからぬ不満・矛盾が内在し、かつ潜在化している、と推定されよう。

もし何か重大な契機があれば、そこでの矛盾は大きく爆発するかもしれない。したがって、ここで掲出した「ブラック企業」の事例は、寒

冷な大海に浮き出た「氷山の一角」というよりも、いわば「火山の一角」である。「ブラック」な事例の噴出の背後に大きな「ブラック化」のカタマリがマグマのように溶け、今でも活動し、労働者が耐えきれなくなる状況になれば、問題が表面化し、火山のように噴火する可能性はどこでもありうる、といういい方もできよう。それゆえにこれらの問題に正面から立ち向かう労働組合の果たす役割はますます大きくなる。

Ⅱ. 「ブラック企業」の類型化の指標

なお、類型化を容易にするため、類型化の指標を作成している。

ブラック企業の類型化の指標

1. 労働時間の問題に関連する項目

- A. 長時間・過密労働（労働基準法の労働時間制限の無視、交代要員不足による過密労働）
- B. 残業代不払い（基本給に残業代を込むこと＝「固定残業代制」、割増率の未払い。所定労働時間・残業時間の基準の偽装（労働時間のカウントを30分単位などにし、端数を切り捨てる、制服に着替える時間を含めない、タイムレコーダーを遅れて押させるなど）を含む
- C. 深夜労働の強制による労働強化（「夜間一人勤務」などを含む）
- D. 休憩時間がない、休日を休ませない、有給休暇を取得させない
- E. 本人の承諾のないシフト制の変更の強制（職種変更を含む）

2. 雇用の劣化に関連する項目

- F. 異常に高い採用率
- G. 異常に高い離職率
- H. 不当な解雇、退職勧奨、強制的な就労継続（企業の恣意的選別による解雇、自宅待機や企業都合退職を本人の自主的退職に誘導させる、逆に退職したい従業員をやめさせないなど）
- I. 正規雇用の請負労働化（自営業主に偽装し、形式上個人事業主扱いにして社会保険適用や労基法違反の潜脱を含む）
- J. 雇用契約の不正（雇用契約自体がない、採用時に約束した正社員の身分を採用直後契約社員へ、正社員を本人同意がなく非正規雇用へ、採用後社会保険・雇用保険に意識的に加入させないなど）
- K. 不当な配置転換や転勤
- L. 違法派遣・委託契約（偽装請負、派遣を中途で契約解除、派遣の直接雇用化を一方的に廃棄、委託契約解除時に違約金をとるなど）

3. ノルマ・賃金に関連する項目

- M. 目標や業績による過大なノルマの強制、ノルマ未達成時にペナルティとして労働者の自己責任とさせる（自己弁償、賃金からの天引きなど）
- N. 賃金の当該労働者への恣意的切り下げ（賃金体系が明確でない、給与明細がない、上司による恣意的な査定による切り下げ、賃金不払いを含む）
- O. 成果主義的な賃金制度の導入による賃下げ（年俸制・「擬似裁量労働制」による賃金カット、賃金体系をすべて歩合給にするなどを含む）
- P. 手当の問題（手当自体がない、転勤により当然付けるべき手当を付けない、通勤手当の不支給など）
- Q. 現行最低賃金制の違反（賃金が最賃違反、最賃水準以上に意図的にしない、月額を時間換算すれば最賃以下となる、を含む）

4. 研修等に関する項目

- R. 研修の機会を与えられない（技能習得対象から外す、習得を各自の自己責任にさせる）
- S. 偽装研修（技能習得が目的でなく、労働者を「洗脳」させ自己都合退職に追いこむ）
- T. 十分な研修なしに管理職や職責の重い業務に経験の浅い労働者を配置（「名ばかり管理職」など）

5. 人格・人権の侵害の項目

- U. セクシュアルハラスメント（性的ないやがらせ、仕事の取り上げ、性を特定したいじめ）
- V. パワハラ（上司の立場を利用したいじめ・隔離・罵倒・露骨な暴力行為など）

6. 労働力の破壊の項目

- W. 精神疾患（適応障害・うつ病など）
- X. 労働災害による重大な被害（安全配慮義務違反など）
- Y. 過労死・過労自殺

7. 労働組合の敵視の項目

- Z. 労働組合結成による組合敵視、団体交渉拒否、不誠実団交、労働組合によるさまざまな働きかけの受付拒否（申請書類・内容証明書類の送付、電話連絡など）

これらの指標は、「ブラック企業」と呼ばれるものの特徴を指標化してA～Zに分類したものである。現実の事例にはここでの指標には収まらないものもあり、この指標自体が完全とはいえないであろうが、事例を類型化・分類しここでの特質を検討するには、何らかの一定の基準・指標を設定する必要がある。この指標はそのことを容易にするために作成したものである。会員・調査員に依頼した「調査票B」では、各インタビューがこの基準・指標に沿って表記している。

そのさい①ブラックの指標と思われる指標はすべて記載する、②その中で対象労働者または調査員が特に「ブラック」だと意識した項目について、冒頭に1つまたは2点まで記載する、③「ブラック化」の指標の時間的变化があれば、その流れも記載する——としている（「類型別事例表」にある「企業別類型」における記号が①で、太字は②に該当。③は「問題事例別類型」で活用）。